11　課税の特例
　認定革新的データ産業活用計画に従って実施される革新的データ産業活用を行う認定革新的データ産業活用事業者が、当該革新的データ産業活用の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置等については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があることとした。（第二九条関係）
12　革新的事業活動評価委員会
㈠　新技術等実証に係る新たな規制の特例措置、新技術等実証計画及び革新的データ産業活用計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価等を行うため、内閣府に、革新的事業活動評価委員会を置くこととした。（第三一条関係）
㈡　革新的事業活動評価委員会は、この法律の規定によりその権限に属された事項に関し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができるものとし、主務大臣は、当該勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならないこととした。（第三二条関係）
13　報告の徴収等
　革新的事業活動評価委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは革新的データ産業活用計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができることとした。（第三四条関係）
14　導入促進指針
　経済産業大臣は、中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針を作成し、これを公表することとした。（第三六条関係）
15　導入促進基本計画への同意等
　市町村が導入促進指針に基づいて作成する先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画についての認定、計画の変更、認定の取消し等について規定することとした。（第三七条及び第三八条関係）
16　先端設備等導入計画の認定等
㈠　同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入をしようとする中小企業者が作成する先端設備等導入に関する計画についての認定、計画の変更、認定の取消し等について規定することとした。（第四〇条及び第四一条関係）
㈡　認定を受けた先端設備等導入計画に関し、中小企業信用保険法の特例措置を講ずることとした。（第四二条関係）
17　この法律は、公布の日から起算して三月以内の政令で定める日から施行することとした。

## ◇産業競争力強化法等の一部を改正する法律（法律第二六号）（経済産業省）

一　産業競争力強化法の一部改正関係
1　集中実施期間の撤廃及び実行計画の廃止
　集中実施期間を撤廃し、あわせて産業競争力の強化に関する実行計画を廃止することとした。（第四条、第九条、第一六条、第一九条、第二三条、第六六条、第一二七条、改正前の産業競争力強化法第六条及び第七条関係）
2　特別事業再編計画の認定等
　特別事業再編に関する計画についての認定等について規定することとし、特別事業再編計画に関する特別支配会社への事業譲渡等に関する特例等の特例措置を講ずるとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務の対象とすることとした。（第二五条～第四七条関係）
3　事業再生の円滑化
　債権に関する特定認証紛争解決事業者の確認、確認を受けた債権の弁済に関する再生手続及び更正手続の特例の措置を講ずることとした。（第四九条～第六五条関係）
4　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定等
　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関についての認定等について規定するとともに、中小企業信用保険法の特例等について措置することとした。（第六七条～第七九条関係）
5　株式会社産業革新投資機構の出資機能の見直し
㈠　産業革新機構の名称を、株式会社産業革新投資機構とすることとした。（第八五条関係）
㈡　産業革新投資機構の業務の範囲として、認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価を加えるとともに、業務の遂行に支障のない範囲内で、特定政府出資会社が発行する株式の譲受け及び保有等を行うことができることとした。（第一〇一条関係）
㈢　経済産業大臣は、特定資金供給の対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定するに当たって産業革新投資機構が従うべき投資基準を定めることとした。（第一〇二条関係）
㈣　その他、産業革新投資機構に関する所要の規定を整備することとした。
二　中小企業等経営強化法の一部改正関係
1　基本方針において定めるべき事項の追加
　情報処理支援業務の内容及び実施体制に関する事項等を追加することとした。（第三条関係）
2　経営力向上計画の認定等
　経営力向上計画に、特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位であって、当該経営力向上のために事業承継等により承継等中小企業者等が承継しようとするものを記載することができることとし、特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継する等の特例措置を講ずることとした。（第一三条及び第一四条並びに第二三条～第二五条関係）
3　認定経営革新等支援機関の認定等
　認定経営革新等支援機関の認定に欠格条項、認定の更新及び廃止の届出等を追加することとした。（第二七条～第二九条及び第三一条関係）
4　認定情報処理支援機関の認定等
　認定情報処理支援機関についての認定、認定の更新、変更の認定等について規定することとした。（第三八条～第四二条関係）
三　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正関係
1　経済産業大臣の認定
　中小企業者又は事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められるときは、その認定をすることとした。（第一二条関係）
2　中小企業信用保険の特例等
　認定を受けた中小企業者については、中小企業信用保険の特別枠の設定等の措置を講じ、認定を受けた事業を営んでいない個人については、これを中小企業信用保険法に規定する中小企業者とみなして普通保険等の規定を適用するとともに、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が必要な資金を貸し付けることができることとした。（第一三条及び第一四条関係）
四　中小企業倒産防止共済法の一部改正関係
　独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済金を貸し付ける事態を追加するとともに、契約の解除の例外を追加することとした。（第二条及び第七条関係）
五　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正関係
　独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務の範囲について所要の改正を行うこととした。（第一五条関係）
六　附則
1　所要の経過措置について定めることとした。（附則第三条～第一七条関係）
2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一八条～第三〇条関係）
七　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月以内の政令で定める日から施行することとした。

## ◇株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（法律第二七号）（内閣府本府）

1　再生支援決定等の期限の延長
　株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）が再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定を行うことができる期限を、平成三三年三月三一日まで延長することとした。（第二五条第八項、第三二条の二第七項、第三三条の一二第五項及び第三三条の一三第三項関係）
2　業務の完了期限の延長
　機構が行う1の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならない期限を、平成三八年三月三一日まで延長することとした。（第三三条関係）
3　附則
㈠　この法律の施行に伴う所要の経過措置等を設けることとした。
㈡　この法律は、公布の日から施行することとした。